

米国内で再認識されている。新たに出現する危険（新興・再興感染症や大量の民間人死傷者の発生など）は、住民にとって重大かつ差し迫った脅威をもたらす。したがって、公衆衛生上の緊急事態の防止、検知、管理、および封じ込めに新たな関心が向けられている。

バイオテロリズムや伝染病に惹起されるものを含め、健康危機の脅威に対しては、政府の極めて重要な機能を行わせる必要がある。各州は州民の健康、安全、および福祉を保護する責任を担っているため、州および地方自治体は、公衆衛生上の緊急事態に対し迅速かつ有効に対応することができなければならない。したがって、モデル州健康危機管理法(以下「法」とする)により、州知事および公衆衛生当局に特別な緊急権が付与される。

法において、公衆衛生上の緊急事態が発生した場合には、組織的で適切な対応を図るために総合計画の策定が要求される。この結果、データや記録の報告および収集の権限を付与することにより健康危機の早期発見が容易となり、また、特定の状況下において個人の健康情報の閲覧を許可することにより迅速な調査が可能となる。公衆衛生上の緊急事態発生時に、患者の介護、治療、および収容に必要とされる資産を使用、充当する権限、および汚染施設または汚染物質を破壊する権限が、州および地方自治体の当局者に付与される。さらに、有症者または伝染病に曝露した者に対して介護、検査、治療、および予防接種を行う権限、ならびに疾患の伝染を防止するために感染者を一般の人々から隔離する権限も付与される。

同時に、法において、公衆衛生上の緊急事態に対する州の対応能力は人々の尊厳を重んじ、権利を尊重するものでなければならないとされている。公益の促進を図るために、健康危機における緊急権の発動を計画する。緊急権は、公衆衛生上の脅威および疾患の伝染に関する科学的な確固たる理解に基づくものでなければならない。正義の原則に基づき、州および地方自治体は、個人および集団に対して公正と寛容をもって行動する義務を有する。したがって、緊急権を発動する際には、健康への重大な脅威の制御という主たる目的と十分に整合性がとれる範囲内で、感染者または曝露した者の市民権、自由および要望を守ることが法において規定されている。

従来、公衆衛生法および法廷では個人の市民的自由と公益の均衡を図られてきた。

最高裁判所長官 Harlan 氏が [米国最高裁判所の重要判例 Jacobson v. Massachusetts] に記載しているように、「国民全体が各市民と盟約を結び、各市民が国民全体と盟約を結び、すべてが「公益」を目的とする然るべき法により統治されるものとする」。当該法においても、このような均衡を図り、市民権および自由を過度に干渉することなく、健康危機の脅威を防止、検知、管理、および包含する能力が州および地方自治体の当局者に付与されている。法により、公衆衛生上の緊急事態に対する強力で有効かつ時宜を得た対応を確保すると同時に、あらゆる集団に属する個人、あらゆる背景を持つ個人に対する尊重を育むことが要求される。

公衆衛生法の近代化は、公衆衛生上の緊急事態における住民保護の重要な部分であ

るが、公衆衛生システムそのものを改善しなければならない。公衆衛生上の緊急事態に備えて、十分な訓練を受けた公衆衛生従事者、有効なデータシステム、および研究室の十分な能力が必要とされる。

このような背景の下、モデル州健康危機管理法がジョージタウン大学及びジョンズ・ホプキンス大学における Center for Law and the Public's Health（法及び公衆衛生センター）が2001年12月21日に策定した。以下にモデル州健康危機管理法の個別条項の表題を示す。

前文

第 I 条 表題、所見、目的および定義

第 101 項 略称

第 102 項 法的所見

第 103 項 目的

第 104 項 定義

第 II 条 公衆衛生上の緊急事態対応計画

第 201 項 公衆衛生上の緊急事態対応計画委員会

第 202 項 公衆衛生上の緊急事態対応計画書

(a) 内容

(b) 配布先

(c) レビュー

第 III 条 公衆衛生上の緊急事態の検知および追跡手段

第 301 項 報告

(a) 疾患または健康状態

(b) 薬剤師

(c) 報告方法

(d) 動物の疾病

(e) 研究室

(f) 実施

第 302 項 追跡

(a) 個人識別

(b) 個人面談

(c) 施設または物資の検査

(d) 実施

第 303 項 情報の共有

第 IV 条 公衆衛生上の緊急事態に関する宣言

第 401 項 宣言

第 402 項 宣言内容

第 403 項 宣言の影響

(a) 緊急権

(b) 調整

(c) 識別

第 404 項 実施

第 405 項 宣言の停止

(a) 行政命令

(b) 自動停止

(c) 州議会

(d) 停止命令の内容

第 V 条 公衆衛生上の緊急事態における特別権限：財産の管理

第 501 項 施設および物資に関する緊急措置

(a) 施設

(b) 物資

第 502 項 施設並びに財産の利用および管理- 通則

(a) 物資および施設の使用

(b) 医療施設の使用

(c) 物資の管理

(d) 道路および公共区域の管理

- 第 503 項 感染性廃棄物の安全な処分
- (a) 措置の採用
 - (b) 施設の管理
 - (c) 施設の使用
 - (d) 識別
- 第 504 項 遺体の安全な処分
- (a) 措置の採用
 - (b) 占有
 - (c) 処分
 - (d) 施設の管理
 - (e) 施設の使用
 - (f) ラベル付け
 - (g) 識別
- 第 505 項 医療消耗品の管理
- (a) 調達
 - (b) 配給
 - (c) 優先順位
 - (d) 配給
- 第 506 項 補償
- 第 507 項 資産の破壊
- 第 VI 条 公衆衛生上の緊急事態における特別権限：人々の保護
- 第 601 項 人々の保護
- 第 602 項 健康診断および試験
- 第 603 項 ワクチン接種および治療
- (a) ワクチン接種
 - (b) 治療
- 第 604 項 隔離および検疫
- (a) 認可
 - (b) 条件および原則
 - (c) 協力
 - (d) 隔離および検疫施設への立ち入り
- 第 605 項 隔離および検疫のための手順
- (a) 一時的な隔離および検疫（非通告）
 - (b) 隔離または検疫（通告）
 - (c) 隔離および検疫からの解放
 - (d) 訴訟
 - (e) 弁護士への任命および請求の統合のための法廷
- 第 606 項 臨床検査試料の収集；検査の実施
- (a) 標識
 - (b) 汚染
 - (c) 管理責任の流れ
 - (d) 犯罪捜査
- 第 607 項 保護された健康情報の閲覧および開示
- (a) 閲覧
 - (b) 開示
- 第 608 項 医療従事者の免許および任命
- (a) 医療従事者
 - (b) 他州の医療従事者
 - (c) 監察医または検死官の義務を遂行する職員
- 第 VII 条 公衆衛生上の緊急事態に関する公開情報
- 第 701 項 情報の流布
- (a) 流布の方法
 - (b) 言語
 - (c) 可用性
- 第 702 項 精神衛生管理職員への面接
- 第 VIII 条 その他
- 第 801 項 表題
- 第 802 項 規則および規定
- 第 803 項 資金調達および経費

- (a) 資金の移動
- (b) 返済
- (c) 条件
- (d) 経費

第 804 項 責任

- (a) 州の免責
- (b) 個人の責任

第 805 項 補償

- (a) 接收
- (b) 訴訟
- (c) 補償額

第 806 項 分離可能性

第 807 項 廃止

第 808 項 保留条項

第 809 項 法の対立

- (a) 連邦法の優位性
- (b) 既存法との対立

第 810 項 発効日

3 モデル州公衆衛生個人情報保護法

モデル州公衆衛生個人情報保護法は、米国疾病対策予防センターの後援、公衆衛生官、人権擁護者、地域社会代表者から構成される全米専門委員会の協力を得て、Lawrence O. Gostin と James G. Hodge の両教授が 1999 年に初めて立案したものである。

モデル州公衆衛生個人情報保護法の目的は、州および地域の衛生行政機関による身元の特定可能な健康情報の入手、使用、開示および保管から生じるプライバシーおよび機密保護の問題に対処するモデル州法を作成することである。モデル州公衆衛生個人情報保護法は、衛生行政機関による、身元の特定可能な健康関連情報の入手、使用、開示および保管を、正当な公衆衛生目的の

ためにそのような情報を使用する機関の機能を著しく制限することなしに規制する。

構成は、8 つの条および多数の節に分かれる（目次参照）。本法の組織的内容は、次のように要約される（正確な文言および注釈については本法の本文を参照のこと）。

第 I 条、知見および定義では、法的知見および目的、ならびに (1) 情報を「入手」、「使用」、「開示」および「保管」とは何を意味するのか、(2) 「保護健康情報」は個人の健康状態に関する身元の特定可能な情報のみを含むこと、(3) 「正当な公衆衛生目的」は地域住民の傷害、疾患もしくは若年死の予防、または健康増進を目的とする、住民ベースの活動または個人の取り組みを指すこと、を含む本法の文脈での鍵となる定義について規定する。また、「特定不可能な健康情報」、「衛生行政機関」および「衛生行政官」などの本法で頻繁に言及される他の用語も定義する。

これらの定義およびその他の定義は本法の範囲の根底にある。特に、本法は、衛生行政機関または衛生行政官による健康関連情報の入手、使用、開示および保管に関して、様々な手段を通して、個人についての身元の特定可能な健康関連情報のプライバシーおよび機密を保護する。これらの目的で重要なことは、「保護健康情報」の定義である。モデル州公衆衛生個人情報保護法の目的において、この用語は、口頭、文書、電子、視覚、画像、物理的またはその他の形態に関係なく、個人の過去、現在または将来の身体または精神衛生状態、状況、治療、サービス、購入品または治療の提供に関し、(a) 個人の保健医療が情報の対象で

ある個人の身元を明らかにし、(b) そのような情報をその個人の身元を明らかにすることに（単独で、またはそのような情報を受ける個人を無理なく明らかにできるか、予測できると思われる、その他の情報と共に）利用できることを確信する合理的根拠がある、あらゆる情報を意味する。身元の特定不可能な健康情報は、個人のレベルでの重大なプライバシーおよび差別問題に結びつかないので、いかなる個人も自由に特定できない情報または個人の身元に結びつけることができない情報は、本法の規定の対象とはならない。

第 II 条、保護健康情報の入手では、衛生行政機関による保護健康情報の入手に関する基本的要件を規定する。第 II 条内の項では、(1) 保護健康情報の入手を、正当な公衆衛生目的の達成に直接的に関連する情報に制限し、(2) 保護健康情報を内密に入手することを禁止し、(3) 保護健康情報の入手前に、内密に公示およびパブリックコメントを出すことを求め、(4) 衛生行政機関が機関間で現存の保護健康情報を入手する際に同じ要件を満たすことを求めている。

第 III 条、保護健康情報の使用では、衛生行政機関による保護健康情報の使用について規定する。そのような情報の使用は、

(1) 情報が入手された正当な公衆衛生目的に直接関連するか、(2) 本法の第 3 条第 101 項 [c] に記載のいくつかの要件を満たすという条件で、公衆衛生、疫学、医療または公共医療に関する研究のためのものでなければならない。本情報の二次的使用は、第 II 条に記載の入手基準の下において、機関

が正当化できるならば許可される。本法は、可能ならいつでも身元の特定不可能な情報の使用を奨励し、衛生行政官の正当な判断において最小限の情報量を使用することを求めている。保護健康情報の商業的利用は禁止されている。もはや正当な公衆衛生目的を推進しない場合、保護健康情報は秘密裏に抹消されなければならない。

第 IV 条、保護健康情報の開示は、一般に、衛生行政機関による保護健康情報の本機関以外の人への開示に関わる。保護健康情報は、本情報の対象である人（あるいはその法定代理人）のインフォームドコンセントなしに、さもなければ、本法記載の限定された例外を通して許可されない限り、開示することができないとみなされる。

モデル州公衆衛生個人情報保護法は、特に、衛生行政機関から保護健康情報を開示する目的でのインフォームドコンセントについて定義する。保護健康情報は、開示がインフォームドコンセントを通して承認されたあらゆる目的およびあらゆる人に対して開示されなければならない。保護健康情報の開示が、インフォームドコンセントを通して特に承認されていないか、本法に従っていないければ、身元の特定不可能な情報を開示しなければならない。保護健康情報が開示されなければならないとき、開示を行う人の正当な判断において、必要とされる最小限の情報量に制限されなければならない。インフォームドコンセントの有無に関わらず、情報の開示にも、衛生行政機関の開示方針についての声明書が添付されていなければならない。

モデル州公衆衛生個人情報保護法は、一

般にインフォームドコンセントのない開示を禁止しているが、そのような開示は、(1) 本情報の対象である個人に対する場合、(2) 連邦法または州法に従った当該の連邦機関または公共機関に対する場合、(3) 情報に関連のある個人の健康または生命を保護するための緊急事態での医療従事者に対する場合、(4) 民事手続、刑事手続、行政手続またはその他の法的手続において、召喚状、強制的証言を通して開示を承認する裁判署命令に従う場合、(5) 衛生行政機関に関して監視職務を行う健康監視機関に対する場合、あるいは(6) 死亡者および死亡者の死因を特定する目的で、または臓器移植のドナーまたは将来のドナーである死亡者についての必要な情報を提供する場合、などのわずかな例外において認められる可能性がある。

衛生行政機関から情報を受けた人による保護健康情報の二次的開示のジレンマは、本法により承認されない限り、他の人へ情報を二次的に開示することを禁止することにより解決される。最後に、衛生行政機関は保護健康情報開示の文書による記録を作成することとする。

第 V 条、安全予防手段および記録保持では、保護健康情報を内密に入手、使用、開示および保管する一般的義務を衛生行政機関に課している。HIV/AIDS 情報に関する CDC の機密保護勧告に従うという要件を含む、保護健康情報に関する具体的な機密保護措置について規定する。本法では、各衛生行政機関で衛生行政情報官として新しい衛生行政官または従来の衛生行政官を任命することを提案する。この個人は、政府に

よる情報収集に特有の機密およびプライバシーの問題の管理、ならびに身元の特定可能な保護健康情報の使用を監督する責任を有する。また、この個人は、少なくとも年 1 回保護健康情報のプライバシーの状態に関する報告書を作成および配布する責任を有する。

第 VI 条、公正な情報管理業務では、衛生行政機関が所有する個人の保護健康情報を閲覧および複写する機会を個人に与え（最小限の制限が適用）、個人による誤った、不完全な、または間違っただ情報の訂正、修正、削除要件を可能にする基本的、公正な情報管理業務について規定する。不正確なまたは不完全な情報を閲覧、複写または修正する権利の衛生行政機関による拒否は文書にて行うものとする。個人はそのような決定に対して不服申立てをすることができる。

第 VII 条、刑事制裁および民事救済では、衛生行政機関、衛生行政官およびその他の人による本法の違反によって危害を受ける個人を保護する様々な刑事罰および民事執行機構について規定する。免責のいくつかの形態が規定される。州の行政手続法は、本法に従った衛生行政機関による措置に対して一般に適用される。

第 VIII 条、雑則では、(1) モデル州公衆衛生個人情報保護法の簡略表題、(2) 法規定の均一性、(3) 分離条項、(4) 既存州法の無効条項、(5) 先売権に関する留保条項、(6) 州法または既存の州法との意図しない抵触に関する規定、および(7) 可決した場合の本法の発効日についての規定を含む、

種々の規定を含む。

以下にモデル州個人情報保護法の個別条項の表題を示す。

第 I 条

知見および定義

第 1 条第 101 項 法的知見

第 1 条第 102 項 目的

第 1 条第 103 項 定義

第 2 条

保護健康情報の入手

第 2 条第 101 項 保護健康情報の入手

第 2 条第 102 項 保護健康情報の二次的入手

第 3 条第 102 項 使用の範囲

第 3 条第 103 項 商業的使用

第 IV 条

保護健康情報の開示

第 4 条第 101 項 非公開情報

第 4 条第 102 項 インフォームドコンセント

第 4 条第 103 項 開示の範囲

第 4 条第 104 項 インフォームドコンセントのない開示

第 4 条第 105 項 刑事または民事目的における開示

第 4 条第 106 項 健康監視目的における開示

第 4 条第 107 項 死亡者

第 4 条第 108 項 二次的開示

第 4 条第 109 項 開示記録

第 V 条

安全予防手段および記録保持

第 5 条第 101 項 情報を安全に保管する義務

第 5 条第 102 項 衛生行政情報官の設置

第 5 条第 103 項 行政レポートの発行

第 VI 条

公正な情報管理業務

第 6 条第 101 項 保護健康情報への個人アクセス

第 6 条第 102 項 保護健康情報への個人アクセスに関する制限

第 6 条第 103 項 情報の精度。

第 6 条第 104 項 不服申立て

第 VII 条

刑事制裁および民事救済

第 7 条第 101 項 刑事罰

第 7 条第 102 項 民事執行

第 7 条第 103 項 民事救済

第 7 条第 104 項 免責

第 7 条第 105 項 適用される行政手続法

第 VIII 条

雑則

第 8 条第 101 項 表題

第 8 条第 102 項 均一性規定

第 8 条第 103 項 可分性

第 8 条第 104 項 無効

第 8 条第 105 項 保護条項

第 8 条第 106 項 相反する法

第 8 条第 107 項 報告書および発効日

4 根拠に基づく保健政策立案を推進するための基盤整備

(1) Partners in information access for the public health workforces

保健医療情報の普及米国においては、公衆の衛生を守り、向上させるために、公衆衛生従事者が関連情報を効果的に発見し、利用できるように手助けをすることを目的として、政府機関、公衆衛生関係団体、健康科学関連図書館の協力のもと、「Partners in information access for the public health workforces」という協議会(連合体)が形成され、インターネットサイトが設置されている。

(<http://phpartners.org/>)

このサイトは、根拠に基づく保健医療を普及させるためのポータルサイトの役割を果たしている。

このサイトに次のような機関・団体・図書館が参加している。

Agency for Healthcare Research and Quality (AHRQ)
American Public Health Association (APHA)
Association of Schools of Public Health (ASPH)
Association of State and Territorial Health Officials (ASTHO)
Centers for Disease Control and Prevention (CDC)
Health Resources and Services Administration (HRSA)
Medical Library Association (MLA)
National Association of County and City Health Officials (NACCHO)
National Library of Medicine (NLM)

National Network of Libraries of Medicine (NN/LM)
Public Health Foundation Society for Public Health Education

本サイトでは、次の10領域について、関連する各種サイトへのリンクが張られている。

- ① Health Promotion and Health Education
- ② Literature and Guidelines
- ③ Health Data Tools and Statistics
- ④ Grants and Funding
- ⑤ Education and Training
- ⑥ Legislation and Policy
- ⑦ Conferences and Meetings
- ⑧ Finding People
- ⑨ Discussion and E-mail Lists
- ⑩ Jobs and Careers

この中で特に重要なのは、②に挙げた Literature and Guidelines である。ここには、公衆衛生における政策決定を行うために必要な知見を容易に得られるように、多くのサイトへリンクされている。

また、本サイトには「Public Health Information and Data Tutorial」という公衆衛生従事者のための情報へのアクセスとマネジメントに関連した事項についての教材を提供するサイトがある。この教材は Public Health Information and Data: A Training Manual に基づいており、誰でも自由に使用することができる。この中で、「evidence-based public health」についても取り上げられている。

(2) Agency for Healthcare Research and

Quality

Agency for Healthcare Research and Quality (AHRQ)は、1989年に、Department of Health and Human Services (HHS)の外部機関としてthe Agency for Health Care Policy and Research (AHCPR)として設置され、1999年に現在のAHRQとなった。

AHRQの使命は、米国民の保健医療の質、安全性、効率性、効果を向上させるためにデザインされた研究をサポートすることにある。AHRQによって財政支援され、実施され、広められた研究によって、保健医療にかかる意思決定をよりよくするための情報が提供されることになる。

(3) The U.S. Preventive Services Task Force (USPSTF)

The U.S. Preventive Services Task Force (USPSTF)は1984年にU.S. Public Health Serviceによって召集された。1998年からは、AHRQに後援されているが、予防医学とプライマリ・ケアの専門家によって構成される、独立した指導的パネルである。

USPSTFは、スクリーニングやカウンセリング、予防的投薬を含む広範な予防医学サービスの効果についての科学的根についての厳正かつ公平な評価を行っている。彼らの勧告は、予防医学サービスの「黄金律」と考えられている。

USPSTFは1989年に最初のガイドラインである「Guide to Clinical Preventive Services」を発表し、1996年に第2版を発表した。最新版である2005年版はウェブサイトですべて入手可能である。

(<http://www.ahrq.gov/clinic/pocketgd.htm>)

II 医療分野

医療分野については基本的な整理軸として、(1)医師を中心としたマンパワー、(2)医療供給体制の構築、(3)医療サービスの評価管理、(4)医療財政、の分野についての課題を検討した。

わが国の医療分野における政策課題は、歴史的背景に由来する民間主体の医療供給体制、憲法の基本権に遡る国民の健康の位置づけ、そしてこの基本権を根拠とする国家による医療保障(社会保障)とその財政負担のあり方、といった国家の根本的なあり方に関わるものであり、極めて巨大かつ複雑な利害の交錯する社会システムの問題でもある。

加えて近年では、社会の少子高齢化・経済基調の低迷(低成長経済)を背景とした長期的な需要・負担能力の不均衡拡大に対する危惧から、もっぱら財政論に主眼をおいた政策運営がなされてきているといっても過言ではなく、係る医療分野を取り巻く情勢から、対策や改革も「漸進的」にならざるを得ないという特徴がある。

本分析では、このような情勢を前提に、医療保険制度主導の漸進的な政策対応トレンドを十分に踏まえながらも、今後の中長期的な医療分野の政策対応を検討するためには、財政以外のさまざまな医療分野の課題も含め、複合的に交絡する多元的な課題の抽出と優先付けが不可欠との認識に立ち、今後の検討素材として提供するための試み

として、このような優先課題の整理を行った。

網羅的な有識者ヒアリングによるフリートーキングの結果について、(1) 医師を中心としたマンパワー、(2) 医療供給体制の構築、(3) 医療サービスの評価管理、(4) 医療財政、の分野を軸に整理した。

これらの課題について、更に、医療保障という観点から、医療の公共性に着目した再整理を試みた。公共性のとらえ方としては、憲法第25条（国民の生存権と国の社会的任務）に遡って整理されることが多い。精緻な記述は他に譲るが、基本的には生命維持と一定範囲の生活の質的確保が公的責任において整備された医療制度により提供される医療により確保されることがわが国においては求められていると理解できるであろう。

医療制度には大きく分けて2つの側面がある。ひとつが医療保険制度を中心とした医療の財政面からの社会保障制度であり、もうひとつは医療法、医師法等による医療サービスの質的確保を担う、いわゆる衛生法規（衛生規制）である。

ここでは、この2つの大きな制度的柱を意識しながら、生命維持に直結する側面、すなわち医療へのアクセスと、生活の質的確保のために必要な医療水準の確保、すなわち医療の質的確保という軸に基づき論点整理を行いながら、優先的な課題について検討した。

1. 必要な医療へのアクセス確保

関係する具体的な課題としては、(1) 救急医療・急性期医療等の必要な医療の提供、(2) 国民皆医療保険制度の安定的運営があげられる。

(1) 救急医療・急性期医療等の必要な医療の提供

○基本的な医療供給体制の整備

- ・医師等マンパワーの育成
- ・医療施設の整備
- ・地域における医療施設の組織化、連携推進

○僻地医療対策・診療科偏在対策

- ・医学教育及び卒後臨床研修の一体的な取り組み強化
- ・地域医療提供システム再構築の推進
- ・労働環境の改善

(2) 医療保険制度の安定的運営

- ・適切な医療保険サービス内容の確保
- ・医療財政基盤の整備
- ・医療サービスの効率化を推進（医療費適正化）
- ・診療報酬請求事務等の管理コスト削減
- ・公私分担のあり方（選定療養拡大や免責導入等の是非等）

2. 医療の質的改善への取り組み

関係する具体的な課題としては、(1) 供給体制（人、施設、地域における構造及びプロセス）、(2) 評価・モニタリングがあげられる。

(1) 供給体制（人、施設、地域における

構造及びプロセス)

- 医師等マンパワーの資質向上
 - ・医師養成／供給システムの改善
 - ・卒前教育、臨床研修、専門医制度の充実
- 医療機関の診療サービス改善
 - ・医療機関の人員配置、施設要件等の(構造)改善
 - ・先端治療の研究開発、均てん化(標準化/E BM)推進
 - ・施設評価、認定制度等の充実強化
- 地域での医療機関の連携／再編推進／病床見直し
 - ・医療提供体制の体系化推進
 - ・医療と福祉の役割分担整理(社会的入院の是正等)
- (2) 評価・モニタリング
- 医療安全対策
 - ・医事紛争解決システムの構築
- 医療の標準化・IT化推進
 - ・EBM 推進等、診療情報の活用による効率化／質改善
 - ・診療報酬請求事務の効率化、診療報酬適正化
- 情報提供(公開)による質的改善の促進
 - ・医療施設の質的評価／適正な競争の推進

ディスカッションとヒアリングの結果、これらの中で、特に国民患者の視点が重視される今日の優先課題として、有識者から

意見を踏まえると、上記で下線を付した、次の5つの課題への取り組みが、中長期的に医療の基盤確立に必要な政策的対応であると考えられた。

1. 医師等の資質向上のための卒前教育、臨床研修、専門医制度の充実と強化のための方策
2. 医療水準の均てん化の推進方策
3. 医療提供の体系化の推進方策
4. 医事紛争解決システムの構築推進方策
5. 医療施設評価及び適切競争の推進方策

D 考察

本研究において、将来にわたる保健医療政策分野における主要な政策課題を整理し、保健医療政策分野全般に関して優先的に検討すべき課題を明らかにするとともに、今後の対応策の検討に資するため、米国等における施策の策定状況等を調査した。

本研究結果から、今後策定される保健医療施策については、関連が深い分野における検討を含めて総合的な視野から策定される必要があり、その意味でも今後の進むべき方向性については学際的な検討が必要であり、個別課題の検討に当たってはその優先順位についても考慮する必要があることが明らかになった。

また、公衆衛生分野において検討された優先課題の解決方策の具体的検討を行うにあたり、既にモデル的な法律の条文を含めた検討が進められている米国の状況が明らかにできたことは、今後のわが国における政策の検討に資するものと考えられる。

今回の米国調査で明らかになったように、

米国の公衆衛生法は、州に対してモデル的な法律案を示すことにより、全米における統一性を担保すると同時に、州の独自性あるいは個別の事情を配慮するものとなっている。わが国における立法政策においても、今後地方分権の流れが加速し、例えば、道州制のような議論が進展し、地方自治体における責任及び権限が充実・強化されるような国家体制に向けて大きく流れていく場合には、米国と同様に準則を示していく方向も議論をしていく価値があると思われる。

また、個人情報保護の関係については、わが国における個人情報保護関係法令において、法の適用除外事由として、公衆衛生目的の場合が掲げられており、いわゆる法令上の問題は生じないが、一方、地方自治体等においては、個別の条例等により上乗せで規制を行っている場合があり、実務上の問題を生じている場合がある。

さらに、法令上の問題がなくとも、個人情報取り扱いについては高度の管理義務が公衆衛生関係者には課されていることは言うまでもなく、その方法や手続き等については、まだ十分な検討が行われていない。

今後健康危機管理や生活習慣病対策を立案・実施する場合において、例えば感染症等の健康危機に直結する場合における届出や調査、あるいは生活習慣病の罹患率調査等の疾病登録事業等その基本的なデータとして個人情報が必要になる場合も存在するが、個別の法令としてその手続き等が定められているものは一部であり、今後の更なる検討が必要である。

また、生活習慣病対策については、今後、予防対策に重点がおかれていくことになるが、これらの政策における個別対策(事業)

の導入に当たっては、科学的根拠に基づいた選択を行う必要があることは従来から指摘されている。わが国においても、健診や保健事業についての科学的根拠に基づく評価を行っているものの、米国のように、政府機関や独立した委員会(パネル)は設置されておらず、また科学的根拠に基づいた選択を政策の決定権者や公衆衛生関係者が容易にできるようなサポートシステムも用意されていない。今後、予防医学に多くの財源、社会的資源を投入しようとするならば、効率的な行政運営を行うためにも、国民に対する説明責任を果たすためにも、このような体制の整備が不可欠であると考えられる。

E 結論

本研究では、今後の社会情勢の変化に対応可能な保健医療政策を策定することを目的として、将来にわたる保健医療政策分野における主要な政策課題を整理し、保健医療政策分野全般に関して優先的に検討すべき課題を明らかにするとともに、今後の対応策の検討に資するため、米国等における施策の策定状況等を調査した。

保健医療政策の主要な政策課題としては、公衆衛生分野では、①近年提唱されつつある新しい公衆衛生の潮流である New Public Health の考え方に対応する施策・体制の整備、②テロや災害等を含めた健康危機への対応の充実・強化、③個人の人権へ意識の高まりへの対応、特に公衆衛生分野における個人情報の保護への対応、④根拠に基づく保健政策立案を推進するための基盤整備、の4課題が抽出された。

医療分野においては、①医師等の資質向上のための卒前教育、臨床研修、専門医制度の充実と強化のための方策、②医療水準の均てん化の推進方策、③医療提供の体系化の推進方策、④医事紛争解決システムの構築推進方策、⑤医療施設評価及び適切競争の推進方策、の5課題が抽出された。

さらに、公衆衛生分野において検討された優先課題の解決方策の具体的検討を行うにあたり、既にモデル的な法律の条文を含めた検討が進められている米国の状況を明らかにした。

今後策定される保健医療施策については、関連分野も含めた総合的な視野から、学際的な検討を加えることが求められ、個別課題の検討に当たってはその優先順位も考慮する必要がある。

参考資料

- 資料1 米国モデル州公衆衛生法（邦訳）
- 資料2 米国モデル州健康危機管理法（邦訳）
- 資料3 米国モデル州公衆衛生個人情報保護法（邦訳）

F 健康危険情報

なし

G 研究発表

なし

H 知的所有権の取得状況

なし

ターニング・ポイント

公衆衛生の新世紀へ向けた協力

モデル州公衆衛生法

公衆衛生法を評価するツール

提供 : Public Health Statute Modernization National Excellence Collaborative

2003 年 9 月

本資料はワシントン大学にある全米ターニング・ポイント国家プログラム事務局
(Turning Point National Program Office) の協力により作成されました。

ターニング・ポイント
公衆衛生の新世紀へ向けた協力

ロバート・ジョンソン・ウッド財団 (The Robert Wood Johnson Foundation) および W. K. ケロッグ財団 (W. K. Kellogg Foundation) 支援による国家プログラム

PUBLIC HEALTH STATUTE MODERNIZATION COLLABORATIVE

アラスカ州ターニング・ポイント
理学士 Deborah Erickson (議長)、文学士 Cheryl Kilgore
コロラド州ターニング・ポイント
公認会計士 Denise Hase
看護学修士 Averil Strand
ネブラスカ州ターニング・ポイント
博士 David Palm
看護師、看護学修士 Mary Munter
オレゴン州ターニング・ポイント
行政修士 Kathryn Broderick
看護師、看護学修士 Tom R. Engle
医学博士、公衆衛生学修士 Grant Higginson
行政学修士 Jerry Street

ウィスコンシン州ターニング・ポイント
経営学修士、行政学修士 Terry Brandenburg
理学士、文学修士 Stephen Braunginn
看護師、理学修士 Elizabeth Zelazek

全米ターニング・ポイント国家プログラム事務局
医学博士、MHA (保健管理学修士) Ray (Bud) Nicola

米国公衆衛生協会 (American Public Health Association)
看護師、公衆衛生学修士、理学博士 Barbara Hatcher

州・準州保健官会議 (Association of State and Territorial Health Officials)
文学修士 Kevin E. Charles

米国郡・市医療行政官協会 (National Association of County & City Health Officials)

法学博士、公衆衛生学修士 Donna Brown
社会学修士 Douglas Nelson

全米地域保健委員会連合会 (National Association of Local Boards of Health)
米海軍特務曹長 (退職) Lee K. Allen
公衆衛生学博士、教育学博士 Vaughn Upshaw

全国知事会
理学修士 Joan Henneberry

全米州議会議員連盟 (National Conference of State Legislatures)
Tracey Hooker、鉱山安全保健管理局 (MSHA)
理学士 Lisa Speissegger

連邦連携機関 (FEDERAL AGENCY LIAISONS)

米国疾病対策予防センター (Centers for Disease Control and Prevention)

法学博士、医療経営学修士 Heather Horton
博士 Anthony Moulton

米国保健資源サービス庁 (Health Resources & Services Administration)
博士 Karen Thiel

顧問
医学博士、公衆衛生学修士 Guthrie S. Birkhead
公衆衛生学博士、看護師 Kristine Gebbie
公衆衛生学博士 James Pearson
公衆衛生学修士 Nancy Thomann
公衆衛生学修士 Teresa Wall
医学博士 Robert Wallace

コンサルタント
法学士、名誉法学博士 Lawrence Gostin
法学士、法学修士 James Hodge, Jr.
法学士、社会福祉学修士 Myra Munson

州主任調整官
行政学修士 Patricia Nault
アラスカ州公衆衛生局 (Alaska Division of Public Health)
P. O. Box 110610 Juneau, AK 99811-0610
(907) 465-8617
FAX (907) 465-8637
Patricia_Nault@health.state.ak.us

2003年9月16日

公衆衛生後援者の皆様

ターニング・ポイントモデル州公衆衛生法についてご報告致します。今回の成果は、州政府、地方自治体、部族政府の公衆衛生法的規制の改善に用いるツールを開発しようと、Turning Point Public Health Statute Modernization Collaborative (訳注:以後、「団体」と呼ぶ)が3年間行った努力の結果であります。

公衆衛生はアメリカ政府が運営する基幹公益事業として200年以上にわたり活躍を続けてきました。公衆衛生法は、永年にわたり公衆衛生業務にとって不可欠な手段と考えられてきており、社会衛生のための行動における個人の責任と政府の義務を定義しています。

既存の州公衆衛生規程の多くは、健康を脅かす特定疾患および健康への脅威に対応するため20世紀に何層にも作成されました。住民に影響を与える可能性のある様々な病

気・健康脅威、さらに保健制度、政治体制、その他法律の変化によって公衆衛生法が時代遅れになっている管轄区域が多くあります。こうした法律は現代衛生の脅威に対処するうえで有効であるとは限りません。

1980年代以降、保健制度を改善すべく、専門家は法的改正を推し進めてきましたが保健、単純明快なモデルはこれまで存在しませんでした。こうしたニーズに取り組むため、2000年4月に Public Health Statute Modernization Collaborative（以下、団体）が結成されました。団体は、ロバート・ジョンソン・ウッド財団（Robert Wood Johnson Foundation）より国内の公衆衛生制度を強化する構想の一環として資金援助を受ける団体です。同団体は、5つの州、9つの国立機関と政府系機関から構成される学際的グループであり、公衆衛生の専門分野に取り組む専門家が支援を行っています。団体の調整はアラスカ州公衆衛生局（Alaska Division of Public Health）が担当しています。公衆衛生法に添付されている紹介資料には団体への各代表者および今回の成果の策定を支援したコンサルタントが一覧になっています。

団体は、モデル州公衆衛生法により州に権限が与えられるとか、同モデル法を「鵜呑みにすべき」とか主張しているのではありません。モデル州公衆衛生法は、州政府、地方自治体、部族政府が既存の公衆衛生法を検討し、必要と思われる変更点を特定する手段と位置づけられます。当法律が目指すのは、公衆衛生に影響を及ぼす今日の状況への対応、近代科

学の成果の疾病抑制と疫学分野への導入、公衆衛生官への感染病理およびその他状況の対処に要する幅広い弾力的権限の付与、公衆衛生制度における公衆衛生機関とその他パートナーとの関係の規定、さらにプライバシーについての最新の法的基準、正当な手続き、リスク評価への対処です。

団体が本プロジェクトに取り組む間にも新たな健康脅威が発生したことで、柔軟な時代に合った衛生法の必要性がますます明らかとなりました。ターニング・ポイントモデル州公衆衛生法が公衆衛生制度を改善し、その機能を向上させるうえでの有用なツールとなることを望みます。

敬具

行政学修士 Patricia Nault
アラスカ州公衆衛生局（Alaska Division of Public Health）
Public Health Statute Modernization Collaborative コーディネータ

ターニング・ポイント： 公衆衛生の新世紀へ向けた協力

団体メンバー

「モデル法およびそれに付随するすべてのコメントは、団体の構成員を雇用またはそれと関係する行政体、政府省庁、政府研究機関、政府組織の公式な方針、見解ではありません。」

理学士 Deborah L. Erickson
副理事
アラスカ州公衆衛生局 (Alaska Division of Public Health)
P. O. Box 110610
Juneau, AK 99811-0610
議長

アラスカ州ターニング・ポイント
文学士 Cheryl Kilgore
専務理事
Interior Neighborhood Health Clinic
1949 Gillam Way, Suite D
Fairbanks, AK 99701

コロラド州ターニング・ポイント
公認会計士 Denise Hase
理事
北東コロラド州保健局 (Northeast Colorado Health Department)
700 Columbine St.
Sterling, CO 80751

看護学修士 Averil Strand
地域保健サービス局理事 (Community Health Services Director)
ラリマー郡環境衛生局 (Larimer County Department of Health & the Environment)
1525 Blue Spruce Drive
Fort Collins, CO 80524

全米ターニング・ポイント国家プログラム事務局
医学博士、保健管理学修士 Ray (Bud) Nicola
上級コンサルタント
全米ターニング・ポイント国家プログラム事務局
米国家疾病対策予防センター (Centers for Disease Control and Prevention)
6 Nickerson, Suite 300
Seattle, WA 98109

ネブラスカ州ターニング・ポイント
博士 David Palm
公衆衛生局
ネブラスカ州労働衛生局 (Nebraska Department of Health & Human Resources)
301 Centennial Mall South, 5th Floor
Lincoln, NE 68509

看護師、看護学修士 Mary Munter
公衆衛生局
Nebraska Department of Health & Human Resources
(ネブラスカ州労働衛生局)
P. O. Box 95044
Lincoln, NE 68509

オレゴン州ターニング・ポイント
看護師、看護学修士 Tom R. Engle
Community Liaison Manager (地域調整課長)
オレゴン州公衆衛生局 (Oregon Public Health)
800 NE Oregon St., Suite 930
Portland, OR 97232

医学博士、公衆衛生学修士 Grant Higginson
衛生担当官

行政学修士 Patricia Nault
保健衛生課長
アラスカ州ターニング・ポイント調整官
アラスカ州公衆衛生局 (Alaska Division of Public Health)
P. O. Box 110618
Juneau, AK 99811-0618
州主任調整官

オレゴン州社会福祉局 (Oregon Department of Human Services)
社会福祉事務所 (Office of Health Services)
800 NE Oregon
Portland, OR 97232

行政学修士 Jerry Street
理事
ジェファーソン郡環境衛生局 (Jefferson County Department of Health & the Environment)
715 SW Fourth St., Suite C
Madras, OR 97741

行政学修士 Kathryn Broderick
ターニング・ポイント調整官
オレゴン州社会福祉局 (Oregon Department of Human Services)
社会福祉事務所 (Office of Health Services)
800 NE Oregon, Suite 930
Portland, OR 97232

ウィスコンシン州ターニング・ポイント
経営学修士、行政学修士 Terry Brandenburg
衛生局長
ウェスト・アリス市保健課 (City of West Allis Health Department)
7120 West National Avenue
West Allis, WI 53214

理学士、文学修士 Stephen Braunginn
社長兼最高経営責任者
Urban League of Greater Madison
151 East Gorham St.
Madison, WI 53703

看護師、理学修士 Elizabeth Zelazek
プロジェクトマネージャー
ウィスコンシン州公衆衛生協会 (Wisconsin Public Health Association)
3250 South Illinois Avenue
Milwaukee, WI 53207

国立機関代表者

米国公衆衛生協会 (AMERICAN PUBLIC HEALTH ASSOCIATION)

看護師、公衆衛生学修士、理学博士 Barbara Hatcher
学術事業部長
800 I Street, NW
Washington, DC 20001-3710

Association of State and Territorial Health Officials (州・準州保健官会議)

文学修士 Kevin E. Charles
医療制度保護課長 (Health Systems Protection
Section)
デラウェア州公衆衛生局 (Delaware Division of
Public Health)
P. O. Box 637
Dover, DE 19903-0637

郡と市の全国衛生局連合 (NATIONAL ASSOCIATION
OF COUNTY AND CITY HEALTH OFFICIALS)

法学博士、公衆衛生学修士 Donna Brown
政務カウンセラー (Government Affairs
Counsel)
1100 17th St., NW, 2nd Floor
Washington, DC 20036

社会福祉学修士 Douglas Nelson
公衆衛生ソーシャルワーカー (Public Health Social
Worker)
チェロキー郡保健保健局 (Cherokee County Health
Department)
912 South College Avenue
Tahlequah, OK 74464

全米地域保健委員会連合会

米海軍特務曹長 (退職) Lee K. Allen
郡局長 (County Commissioner)
クレヴェン郡
118 Oakwood Drive
Havelock, NC 28532-2208

公衆衛生学博士、教育学博士 Vaughn Upshaw
臨床助教授 (Clinical Assistant Professor)
保健医療政策管理 (Health Policy and
Administration)
ノースカロライナ大学チャペルヒル校公衆衛生学
部 (School of Public Health University of North
Carolina at Chapel Hill)
1101 E. McGavran-Greenberg, CB# 7400
Chapel Hill, NC 27599

全国知事会

理学修士 Joan Henneberry
理事
保健医療政策業務 (Health Policy Studies)
444 North Capitol St.
Washington, DC 20001

全米州議会議員連盟 (National Conference of
State Legislatures)

Tracey Hooker 鉱山安全保健管理局 (MSHA)
予防プロジェクト・プログラムディレクター
7700 East First Place
Denver, CO 80230

理学士 Lisa Speissegger
公衆衛生アナリスト
7700 East First Place
Denver, CO 80230

連邦連携機関 (Federal Agency Liaisons)

米国疾病対策予防センター (Centers For Disease
Control And Prevention)
P. O. Box 7
Sacaton, AZ 85247

法学博士、医療経営学修士 Heather H. Horton
顧問弁護士 (Attorney Advisor)
法務室 (Office of the General Counsel)
1600 Clifton Road, NE, M/S D-53
Atlanta, GA 30333

博士 Anthony D. Moulton
共同代表
公衆衛生法制度 (Public Health Law Program)
公衆衛生実践プログラム・オフィス (Public
Health Practice Program Office)
4770 Buford Hwy. (K-36)
Atlanta, GA 30341-3724

米国保健資源サービス庁 (Health Resources And
Services Administration)

博士 Karen Thiel
企画評価法務室 (Office of Planning, Evaluation,
and Legislation)
5600 Fishers Lane, Room 14-36 Parklawn
Rockville, MD 20857

顧問

医学博士、公衆衛生学修士 Guthrie (Gus) S.
Birkhead
理事
地域保健センター (Center for Community Health)
ニューヨーク州保健局 (New York State
Department of Health)
New Corning Tower, Room 1483
Albany, NY 12237

公衆衛生学博士、看護師 Kristine Gebbie
教授
コロンビア大学看護学部 (Columbia University
School of Nursing)
630 West 168th St., Mail Box 6
New York, NY 10032

公衆衛生博士 James Pearson
理事
バージニア州立研究所 (Virginia State
Laboratories)
1 North Fourteenth St.
Richmond, VA 23219

公衆衛生学修士 Nancy Thomann
アリゾナ州ターニング・ポイント・プロジェクト
理事 (退職) (Arizona Turning Point Project
Director (ret.))
マリコパ郡公衆衛生局 (Maricopa County Dept. of
Public Health) 気付
1845 E. Roosevelt
Phoenix, AZ 85006

公衆衛生学修士 Teresa Wall
専務理事
公衆衛生部
ヒラリバー・インディアン居留区
医学博士 Robert Wallace
内科疫学教授
アイオワ大学医学部・公衆衛生学部 (University
of Iowa Colleges of Public Health and Medicine)
2800 Steindler Bldg.
Iowa City, IA 52242

ターニング・ポイントモデル州公衆衛生法の作成に際し、コンサルタントの方々より多大なる助力をいただき心から感謝致します。

公衆衛生法のコンサルタントおよびその立案者：

法学博士、名誉法学博士 Lawrence O. Gostin
ジョージタウン大学法律センター (Georgetown University Law Center) 教授
ジョンズ・ホプキンス大学ブルームバーグ公衆衛生学部 (Johns Hopkins Bloomberg School of
Public Health) 教授
法律公衆衛生センター (Center for Law and the Public's Health) 所長
ジョージタウン大学法律センター (Georgetown University Law Center)
600 New Jersey Avenue, NW
Washington, D.C. 20001

法学博士、法学修士 James G. Hodge, Jr.
ジョンズ・ホプキンス大学ブルームバーグ公衆衛生学部 (Johns Hopkins Bloomberg School of
Public Health) 助教授
ジョージタウン大学法律センター (Georgetown University Law Center) 非常勤教授
法律公衆衛生センター (Center for Law and the Public's Health) 副所長
ジョンズ・ホプキンス大学ブルームバーグ公衆衛生学部 (Johns Hopkins Bloomberg School of
Public Health)
Hampton House, Room 527-A
624 North Broadway
Baltimore, MD 21205
www.publichealthlaw.net

居留区の公衆衛生法に関するコンサルタント

法学博士、社会福祉学修士 Myra M. Munson
ジュノー事務所 (Juneau Office) 業務担当
Sonosky, Chambers, Sachse, Miller & Munson
318 Fourth Street
Juneau, AK 99801
<http://sonosky.net>

謝辞

開始の2000年4月よりターニング・ポイントモデル州公衆衛生法（TPMSPHA）の作成にご尽力いただいた方々に団体より心から感謝いたします。ここでは都合により一部の方々しか紹介できないことをお許しください。今回の活動を通じ、公衆衛生分野内外の様々な経歴をもつ幾多の方々積極的に傾聴、質疑、教示、学習され、本プロジェクトにその時間、技術、見識を提供して下さったことを心強く感じました。

全国の個人そして機関からターニング・ポイントモデル州公衆衛生法について非常に有用なコメントをいただきました。今年前半の審査とコメントのお願いに回答をいただいた全ての方に感謝いたします。

公衆衛生法の改善に関心を持つ個人とグループの皆様全員と連絡を取ることができたのも、ひとえに下記機関が私達のメッセージをその会員に伝えてくれたからです。本プロジェクトに協力いただき感謝いたします。

米国公衆衛生協会 (American Public Health Association)
公衆衛生研究所協会 (Association of Public Health Laboratories)
州・準州保健官 (Association of State and Territorial Health Officials)
米国法務長官協会 (National Association of Attorneys General)
米国郡・市医療行政官協会 (National Association of County and City Health Officials)
全米地域保健委員会連合 (会 National Association of Local Boards of Health)
全米州議会議員連盟 (National Conference of State Legislatures)
全国知事会 (National Governors Association)